

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1 一略一	一略一	1 一略一	一略一
2 一略一	一略一	2 一略一	一略一
3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、 <u>法第6条の4第1項の規定による里親の認定に係る申請書の受理及び知事に対する送付並びに申請の内容に関する調査</u>	一略一	3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項から第6項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、 <u>法第6条の4第1号の規定による養育里親名簿への登録及び同条第2号の規定による養子縁組里親名簿への登録に係る申請書の受理及び知事に対する送付並びに申請の内容に関する調査</u>	一略一
		4 <u>法、山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定（法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請に係るものを含む。）</u> <u>(2) 法第24条の10第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新</u>	山形市

(3) 法第24条の13第3項の規定による指定障害児入所施設の設置者の住所等の変更の届出の受理

(4) 法第24条の14の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退の申出の受理

(5) 法第24条の15第1項の規定による報告等の命令及び出頭の要求並びに質問及び立入検査

(6) 法第24条の16第1項の規定による勧告

(7) 法第24条の16第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

(8) 法第24条の16第3項の規定による措置命令

(9) 法第24条の16第4項の規定による命令をした旨の公示

(10) 法第24条の17の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し又は効力の停止

(11) 法第24条の18の規定による指定障害児入所施設の指定をした旨等の公示

5 法及び法の施行のため

山形市

の規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1) 法第24条の19第1項の規定による情報の提供、相談及び助言

(2) 法第24条の19第

2項の規定によるあ
っせん、調整及び要請

(3) 法第33条の18第

1項の規定による指
定障害児入所施設及
び指定発達支援医療
機関（第8号において
「指定障害児入所施
設等」という。）に係
る報告の受理

(4) 法第33条の18第

2項の規定による報
告の内容の公表（前号
に規定する報告に係
るものに限る。）

(5) 法第33条の18第

3項の規定による報
告の内容に関する調
査（第3号に規定する
報告に係るものに限
る。）

(6) 法第33条の18第

4項の規定による報
告等の命令（第3号に
規定する報告に係る
ものに限る。）

(7) 法第33条の18第

6項の規定による指
定障害児入所施設の
指定の取消し又は効
力の停止

(8) 法第33条の18第8

項の規定による指定
障害児入所施設等に
係る情報の公表

(9) 法第34条の3第2

項の規定による障害
児通所支援事業及び
障害児相談支援事業
（第11号から第13号
までにおいて「障害児
通所支援事業等」とい
う。）の届出の受理

(10) 法第34条の3第3

4 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町
5及び6 ー略ー	ー略ー
7 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）及び化製場等に関する法律施行条例（昭和59年7月県条例第28号）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) ー略ー	各市町村
8 民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定	各市町村

項の規定による届出た事項の変更の届出の受理 (11) 法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業等の廃止等の届出の受理 (12) 法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業等を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査 (13) 法第34条の6の規定による障害児通所支援事業等の制限又は停止の命令	
6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(8) ー略ー	米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町
7及び8 ー略ー	ー略ー
9 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）及び化製場等に関する法律施行条例（昭和59年7月県条例第28号）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) ー略ー	山形市以外の市及び各町村
10 民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定	山形市以外の市及び各町村
11 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のた	山形市

めの規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1) 法第6条の3第1項の規定による医療に関する情報の報告の受理

(2) 法第6条の3第2項の規定による医療に関する情報の変更の報告の受理

(3) 法第6条の3第4項の規定による情報の提供の要求

(4) 法第6条の3第6項の規定による報告の徴収及び是正命令

(5) 法第7条第1項の規定による病院の開設の許可の申請の受理

(6) 法第7条第2項の規定による病院に係る病床数等の変更の許可の申請の受理

(7) 法第7条第3項の規定による病床設置の許可又は病床数等の変更の許可(病床数又は病床の種別ごとの病床数の変更に係るものに限る。)の申請の受理

(8) 法第7条第3項の規定による病床数等の変更の許可(前号に規定する変更の許可を除く。)

(9) 法第8条の2第2項の規定による病院の休止又は再開の届出の受付

(10) 法第9条第1項の規定による病院の

		<u>廃止の届出の受付</u> <u>(11) 法第9条第2項の</u> <u>規定による病院の開</u> <u>設者の死亡又は失踪</u> <u>の届出の受付</u> <u>(12) 法第15条第3項</u> <u>の規定による病院に</u> <u>係る診療の用に供す</u> <u>るエックス線装置の</u> <u>設置等の届出の受付</u> <u>(13) 法第27条の規定</u> <u>による病院の構造設</u> <u>備の使用の許可の申</u> <u>請の受理</u> <u>(14) 政令第3条の3</u> <u>の規定による病床設</u> <u>置の届出の受付</u> <u>(15) 政令第4条第1</u> <u>項の規定による病院</u> <u>に係る開設者の住所</u> <u>等の変更の届出の受</u> <u>付</u> <u>(16) 政令第4条第2</u> <u>項の規定による病床</u> <u>数等の変更の届出の</u> <u>受付</u> <u>(17) 政令第4条の2</u> <u>第1項の規定による</u> <u>病院の開設の届出の</u> <u>受付</u> <u>(18) 政令第4条の2</u> <u>第2項の規定による</u> <u>病院に係る届け出た</u> <u>事項の変更の届出の</u> <u>受付</u>		
<u>9～11</u> 一略一	一略一		<u>12～14</u> 一略一	一略一
<u>12</u> 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和	第1号から第9号まで及び第11号から第16号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10		<u>15</u> 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和	第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10

<p>36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)～(10) 一略一</p> <p>(11) <u>法第43条第1項</u>ただし書、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号(法第57条の5第3項において準用する場合</p>	<p>号に掲げる事務にあっては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、<u>第17号及び第18号</u>に掲げる事務にあっては各市町村(同号に掲げる事務のうち<u>第17号</u>に規定する認定に係る事務以外の事務にあっては、山形市以外の市及び各町村)</p>
---	---

<p>36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)～(10) 一略一</p> <p>(11) <u>法第43条第2項</u> <u>第1号の規定による認定に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(12) <u>法第43条第2項</u> <u>第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号(法第57条の5第3項において準用する場合を</u></p>	<p>号及び第11号に掲げる事務にあっては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、<u>第18号及び第19号</u>に掲げる事務にあっては各市町村(同号に掲げる事務のうち<u>第18号</u>に規定する認定に係る事務以外の事務にあっては、山形市以外の市及び各町村)</p>
--	---

<p>を含む。)、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項並びに第85条第3項及び第5項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付</p> <p>(12)～(18) 一略一</p>		<p>む。)、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項並びに第85条第3項、第5項及び第6項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付</p> <p>(13)～(19)一略一</p>	
<p>13～21 一略一</p>	<p>一略一</p>	<p>16～24 一略一</p> <p>25 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理</p> <p>(2) 法第8条の2第2項の規定による薬局に関する情報の変更の報告の受理</p> <p>(3) 法第8条の2第4項の規定による薬局に関する情報の提供の要求</p> <p>(4) 法第72条の3の規定による報告の徴収及び是正命令</p>	<p>一略一</p> <p>山形市</p>
<p>22及び23 一略一</p>	<p>一略一</p>	<p>26及び27 一略一</p>	<p>一略一</p>
<p>24 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)</p>	<p>第1号に掲げる事務については各市、第2号に掲げる</p>	<p>28 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)</p>	<p>第1号に掲げる事務については山形市以外の市、第2</p>

<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び法の施行のための規則に基づく法第13条第1項、第31条の6第1項及び第32条第1項に規定する資金（次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）附則第3条第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第32条第1項において読み替えて準用する同法第13条第1項又は第3項の規定により貸し付けられた資金を含む。）の貸付け、償還の免除及び猶予並びに違約金の免除に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p>	<p>事務にあつては各市町村</p>
<p>25 ー略ー</p>	<p>ー略ー</p>
<p>26 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から第30項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(26) ー略ー</p>	<p>ー略ー</p>
<p>27～33</p>	

<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び法の施行のための規則に基づく法第13条第1項、第31条の6第1項及び第32条第1項に規定する資金（次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）附則第3条第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第32条第1項において読み替えて準用する同法第13条第1項又は第3項の規定により貸し付けられた資金を含む。）の貸付け、償還の免除及び猶予並びに違約金の免除に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p>	<p>号に掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村</p>
<p>29 ー略ー</p>	<p>ー略ー</p>
<p>30 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から第34項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(26) ー略ー</p>	<p>ー略ー</p>
<p>31～37</p>	
<p>38 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項及び次項において「法」という。）及び動</p>	<p>山形市</p>

物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録

(2) 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録

(3) 法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の通知

(4) 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否

(5) 法第12条第2項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否の通知

(6) 法第13条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新

(7) 法第14条第1項から第3項までの規

定による第一種動物取扱業の変更の届出の受理

(8) 法第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧に関する事務

(9) 法第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理

(10) 法第17条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消

(11) 法第19条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消し及び業務停止命令

(12) 法第19条第2項において準用する法第12条第2項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消しの通知

(13) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施

(14) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理

(15) 法第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令

(16) 法第23条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)及び第2項の規定による勧告

(17) 法第23条第3項(法第24条の4にお

いて準用する場合を含む。)の規定による措置命令

(18) 法第24条第1項
(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求及び立入検査

(19) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

(20) 法第24条の3第1項の規定による第二種動物取扱業の変更の届出の受理

(21) 法第24条の3第2項の規定による第二種動物取扱業の変更等の届出の受理

(22) 法第25条第1項の規定による勧告

(23) 法第25条第2項の規定による措置命令

(24) 法第25条第3項の規定による措置命令及び勧告

(25) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可

(26) 法第27条第2項
(法第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加

(27) 法第28条第1項の規定による特定動物の種類及び数等の変更の許可

(28) 法第28条第3項の規定による特定動

物飼養者の氏名等の変更の届出の受理

(29) 法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消し

(30) 法第32条の規定による措置命令

(31) 法第33条第1項の規定による報告の要求及び立入検査

(32) 省令第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付

(33) 省令第2条第6項の規定による登録証の再交付

(34) 省令第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理

(35) 省令第2条第9項の規定により返納される登録証の受理

(36) 省令第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催の通知

(37) 省令第13条第10号の規定による管轄区域外において特定動物の飼養又は保管をする旨の通知の受理

(38) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付

(39) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合

			<p>合を含む。)の規定による許可証の再交付</p> <p>(40) 省令第15条第8項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出の受理</p> <p>(41) 省令第15条第9項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定により返納される許可証の受理</p> <p>(42) 省令第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理</p> <p>(43) 省令第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理</p>		
34	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)及び山形県動物の保護及び管理に関する条例(平成12年12月県条例第92号)に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)~(3) 一略一	各市町村	39	法及び山形県動物の保護及び管理に関する条例(平成12年12月県条例第92号)に基づく事務のうち次に掲げるもの(1)~(3) 一略一	山形市以外の市及び各町村
35	一略一	一略一	40	一略一	一略一
36	浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの(特定行政庁が行うこととされるものを除く。)(1)~(9) 一略一	各市町村	41	浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの(特定行政庁が行うこととされるものを除く。)(1)~(9) 一略一	山形市以外の市及び各町村
			42	介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」とい	山形市

う。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1) 法第24条第1項の規定による報告等の命令及び質問(山形市の指定又は許可に係る居宅サービス等に係るものに限る。)

(2) 法第24条第2項の規定による報告の命令及び質問(山形市の指定又は許可に係る居宅サービス等に係るものに限る。)

(3) 法第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理(同項第1号に掲げる介護サービス事業者(当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。))が山形市の区域に所在するものに限る。)及び同項第2号に掲げる介護サービス事業者(当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。))が山形市以外の県の区域に所在するものを除く。)に係るものに限る。)

(4) 法第115条の32第3項の規定による業

務管理体制の整備に
関する事項の変更の
届出の受理（前号に規
定する届出をした者
に係るものに限る。）

(5) 法第115条の32第
4項の規定による区
分の変更があった旨
の届出の受理（第3号
に規定する届出をし
た者に係るものに限
る。）

(6) 法第115条の33第
1項の規定による報
告等の命令及び出頭
の要求並びに質問及
び立入検査（第3号に
規定する届出をした
者に係るものに限
る。）

(7) 法第115条の33第
4項の規定による通知

(8) 法第115条の34第
1項の規定による勧
告（第3号に規定する
届出をした者に係る
ものに限る。）

(9) 法第115条の34第
2項の規定による勧告
に従わなかった旨の公
表（前号に規定する勧
告に係るものに限る。）

(10) 法第115条の34第
3項の規定による措
置命令（第8号に規定
する勧告に係るもの
に限る。）

(11) 法第115条の34第
4項の規定による命
令をした旨の公示（前
号に規定する命令に
係るものに限る。）

(12) 法第115条の34第
5項の規定による通

37及び38	—略—	—略—
39	山形県生活環境の保	各市町村

		知（第10号に規定する命令に係るものに限る。）
43及び44	—略—	—略—
45	山形県魚介類行商取締	山形市
		<p>縮条例（昭和30年10月県条例第43号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第4条第1項の規定による魚介類行商の登録</p> <p>(2) 条例第4条第2項の規定による条件の付加</p> <p>(3) 条例第4条第3項の規定による登録の更新</p> <p>(4) 条例第5条第1項の規定による登録票の交付</p> <p>(5) 条例第5条第2項の規定による登録票の再交付</p> <p>(6) 条例第5条第3項の規定による登録票の書換</p> <p>(7) 条例第8条の規定による廃業の届出の受理</p> <p>(8) 条例第9条の規定により返納される登録票の受理</p> <p>(9) 条例第11条第2項の規定による健康診断の受診命令</p> <p>(10) 条例第12条の規定による処置命令、登録の取消し又は営業停止命令</p>
46	山形県生活環境の保	各市町村（第

<p>全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) -略-</p> <p>(2) -略-</p> <p>(3) 条例第13条の2第2項、第18条第2項及び第18条の4第3項の規定による命令（同項の規定による命令にあつては、<u>前号</u>に規定する勧告を受けた者に係るものに限る。）</p>		<p>全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第7条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第3項及び第15条の規定による届出の受理（条例第12条第3項の規定による届出にあつては、条例第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による届出をした者に係るものに限る。）</p> <p>(2) -略-</p> <p>(3) 条例第9条第1項及び第13条第1項の規定による命令</p> <p>(4) -略-</p> <p>(5) 条例第10条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(6) 条例第13条の2第2項、第18条第2項及び第18条の4第3項の規定による命令（同項の規定による命令にあつては、<u>第4号</u>に規定する勧告を受けた者に係るものに限る。）</p> <p>(7) 条例第16条の規定による措置</p> <p>(8) 条例第20条第1項及び第2項の規定による命令</p>	<p>1号、第3号、第5号、第7号から第15号まで及び第17号に掲げる事務にあつては、山形市に限る。)</p>
--	--	---	---

(4) 一略一	
40～42 一略一	一略一

2 一略一

(9) 条例第25条第2項及び第26条第3項の規定による報告の受理	
(10) 条例第27条第1項及び第2項の規定による勧告	
(11) 条例第27条第3項の規定による指導及び助言	
(12) 条例第28条第1項及び第2項の規定による命令	
(13) 条例第30条第1項の規定による勧告	
(14) 条例第30条第2項の規定による命令	
(15) 条例第35条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（特定施設（騒音又は振動に係るものを除く。）を設置する者及び特定保管物を屋外で保管している者に係るものに限る。）	
(16) 一略一	
(17) 条例第35条第2項の規定による報告の要求並びに立入検査及び収去	
47～49 一略一	一略一

2 一略一